

町田市公共料金支払基金条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市公共料金支払基金条例

(設置)

第1条 町田市の公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うため、町田市公共料金支払基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2億円とする。

(公共料金の種類)

第3条 基金により支払う公共料金の種類は、町田市規則で定める。

(運用)

第4条 市長は、公共料金の支払実績等を勘案し、適正な資金運用計画を立てなければならない。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、町田市一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。